

LEDランプの取替費用の扱い 資本的支出か修繕費か

東日本大地震のあと、日本全国にわたって電力不足の問題に対して大きな関心が集まっています。

多くの報道において触れられているLEDランプは、消費電力が少なく、電気料金の削減にも直結するとして関心が高まっています。しかし、その取替費用が税務上修繕費として取り扱われるのか資本的支出として取り扱われるのかははっきりしていない分野でした。

今回、国税庁の質疑応答事例のなかで、はっきりとした方向性が示されましたので、この件につき考えてみたいと思います。

(1) 修繕費に該当

〈質問〉当社では、節電対策として自社の事務室の蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り替えることを考えていますが、その取替えに係る費

用については、修繕費として処理して差し支えありませんか。なお、当社は、これまで蛍光灯が切れた際の取替費用を消耗品費として処理しています。(取替の概要/省略)

〈回答〉照会要旨に係る事実関係を前提とする限り修繕費として差し支えありません。

〈理由〉蛍光灯(又は蛍光灯型LEDランプ)は、照明設備(建物附属設備)がその効用を発揮するための一つの部品であり、かつ、その性能が高まったことをもって、建物附属設備としての価値等が高まったとまではいえないと考えられますので、修繕費として処理することが相当です。

(2) 質疑応答事例の活用

国税当局において納税者からの照会に対して回答した事例等のうち、とくに納税者の参考に資するものを掲載しています。今回も法人税関係で13問、消費税関係で18問新たに追加されています。是非のぞいてみて下さい。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/hojin/04/12.htm>

ナマの税務相談室

Q 先日、友人が土地の名義変更の件で相談に参りました。何でも20年前に購入した土地の名義が、彼が設立した会社の名義ではなく、登記上、彼の個人名義になっているのだそうです。

A 登記の名義人と実質所有者と違っていることは珍しいことではありませんが、20年間もそのまま推移したことは特別にそのことが今まで問題にならなかったのですね。

Q 今回、会社の経営も順調に発展いたしまして人材も補強し、法的に詳しい総務担当が会社の人事規則の整備や資産の状況等を精査いたしましたところ発見いたしました次第です。

A そうですか。この不況で会社の倒産により離職している有能な人材を、成長している会社が思いがけず確保したニュースがよく耳に入ります。更に将来を見据えて人材を補強するには良い環境ですね。

登記名義変更と 税の関係

Q ところで、その個人名義の土地を会社名義に変更すると、個人の譲渡所得が発生し多額の所得税が発生するのではないかと心配しています。

A いよいよ本題ですね。問題はその土地の購入の経緯ですね。購入資金の出所、また、土地の管理つまり固定資産税等は誰が払ったりしているのか、事実認定の問題です。

Q 一度本人と経理部長を連れて参ります。本人曰く、会社が購入資金をすべて出したし、固定資産税もすべて会社が支払ってきたとのことでした。

A 成る程。偶々登記が個人となっているのですね。税は実質課税が原則です。客観的経理資料を整えその登記が「錯誤登記」なのか、「真正な登記名義の回復」で行くのか等々、専門の司法書士を紹介いたしますからご相談下さい。

ナマの税務相談室